

報告第 9 号

和解及び損害賠償の額を定めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により、報告する。

令和 8 年 6 月 1 日 提 出

日出町長 安 部 徹 也

- |          |   |
|----------|---|
| 1 和解の相手方 | 福岡市 法人（1社）  |
| 2 和解の要旨  | 町は、相手方へ損害賠償金 55,000 円を支払う。  |
| 3 事件の概要  | 令和 8 年 1 月 20 日午前 9 時 10 分頃、相手方が運営する日出町豊岡の有料老人ホームの敷地内において、まちづくり推進課（当時）所管のデマンド交通車両が敷地内駐車場にて切り返し後、出口へ向かって走行中に花壇の角と車両左側面が接触し、花壇の角を損傷させた。デマンド交通車両は、左側面に傷、凹み、塗装の剥がれが生じた。事故当時、他の乗客はなく、敷地内で他の走行車もなかったため、運転手も含めて怪我人はなし。 |
| 4 専決年月日  | 令和 8 年 4 月 24 日   |